



第24回黒潮町議会9月定例会会議録

令和4年9月2日 開会

令和4年9月13日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 9 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
9 月 2 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
9 月 3 日	土	休 会	休 会
9 月 4 日	日	休 会	休 会
9 月 5 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
9 月 6 日	火	休 会	委員会
9 月 7 日	水	休 会	休 会
9 月 8 日	木	休 会	休 会
9 月 9 日	金	本会議	一般質問
9 月 10 日	土	休 会	休 会
9 月 11 日	日	休 会	休 会
9 月 12 日	月	本会議	一般質問
9 月 13 日	火	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・提案理由の説明、質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 74 号

令和 4 年 9 月第 24 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 26 日

黒潮町長 松本 敏郎

記

- | | |
|-------|------------------|
| 1 期 日 | 令和 4 年 9 月 2 日 |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和4年9月2日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光			6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

5番 濱村美香

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	徳廣誠司
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡辺健心
まちづくり課長	金子伸	産業推進室	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

2番 池内弘道

3番 浅野修一

令和4年9月第24回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和4年9月2日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第12号から第39号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 12 号	令和 3 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 13 号	令和 3 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 14 号	令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 15 号	令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 16 号	令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 17 号	令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 18 号	令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 19 号	令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 20 号	令和 3 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 21 号	令和 3 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 22 号	令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 23 号	令和 3 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 24 号	令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について
議案第 25 号	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 26 号	黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 27 号	黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 28 号	黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 29 号	黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 30 号	令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 31 号	令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
議案第 32 号	令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 33 号	令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 34 号	令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 35 号	令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について
議案第 36 号	令和 4 年度黒潮町トイレコンテナ購入の物品売買契約の締結について
議案第 37 号	黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定について
議案第 38 号	馬荷辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第 39 号	損害賠償の額を定め和解することについて

議 事 の 経 過

令和4年9月2日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和4年9月第24回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

始める前に、マスクの取り扱いについてもう一度説明しておきます。

これまで毎回、定例会ごとにマスクの取り扱いについてはいろいろ状況に応じて変えてきましたけれども、このところ、コロナウイルス感染症の感染者数が全国的に大変多く確認されております。若干、最近減少傾向にはあるのですが、高知県でもBA.5対策強化宣言を9月16日まで延長しております。

そういったことから、会議中の発言において自席での発言は、今回はマスクを着用のままお願いしたいと思います。

ただ、答弁席と質問席、スクリーンをやっているとですね、議長席も含めて。は、マスクを外しての発言でお願いしたいと思います。

どうしてもですね、マスク長いこと着けてると口がちょっと動きづらくなったり、マスクの中で声がこもったりして聞こえにくくなると思います。なるべく、大きな声ではっきりと、口をしっかりと動かしてですね、発言するようにお願い致します。

それでは、始めます。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

濱村美香君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

次に、報告第10号および11号が町長から、報告第12号が教育委員会から、報告第13号から15号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認をお願いします。

次に、本日まで受理した陳情書は、議席に配布しました文書表のとおりです。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和4年9月第24回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、多数のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、6月議会定例会以降の主な事項につきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染状況とワクチン接種について報告致します。

まずは、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

県内の感染状況について、8月28日現在の直近7日間の新規感染者数は1万2,012人、四万十町を含む幡多管内の感染者数は1,266人、黒潮町内は95人となっており、感染の収束が見込めない状況です。感染が拡大するとともに中等症の患者が増加しており、県内の感染症対応病床を圧迫させています。

また、病院や高齢者施設等で患者や入居者のみではなく職員の感染も確認され続けており、多くのクラスターが発生しております。そのため職員の確保が困難になってきており、一般診療を閉めざるを得ない医療機関も出るなど、危機的な状況となっております。

こういった状況を受け、県は、8月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、8月31日までの期限で出していた高知県BA.5対策強化宣言を9月16日まで延長することと致しました。

県の各保健所としましては、各市町村の状況を追いきれない状態が続いたことを受け、対応の変更をしながら、より重症化リスクの高い方にしっかりと対応できる体制に切り替えているところでございます。

町内でも多くの方の感染が確認されておりますので、陽性者または濃厚接触者となった方に、療養期間または待機期間を安心して過ごせるよう、まずは生活必需品をお届けし、その後の相談にも乗りやすい体制を継続しております。

町としては、引き続き、住民の皆さまへの感染防止対策の徹底の啓発に取り組んでまいります。

また、もう一つの感染症対策となるワクチン接種につきましても、重症化リスクの軽減のため、できるだけ早期に接種いただけるよう調整をしております。

続いて、ワクチン接種についてでございます。

まず、3回目のワクチン接種につきましては、8月28日現在で、終了者数が7,753人、率にして86.9パーセントとなっております。

4回目のワクチン接種につきましては、7月16日から集団接種を開始しております。全体で9回の集団接種を予定し、現在はそのうちの7回を終えております。この4回目接種につきましては、これまでとは違い対象者の条件があります。その条件とは、60歳以上の方、基礎疾患を有する方や重症化リスクが高いと医師が認める方、および医療従事者等が対象となります。

4回目接種につきまして、人数のみをご報告させていただきますと、8月28日現在で、3,698人の接種が終了しております。

今後は、9月末までに、3回目の接種から5カ月を経過する方々がございますので、9月下旬にあと2回の集団接種を行い、4回目のワクチン接種を終了する予定としております。

次に、シーサイドギャラリー2022夏について報告致します。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から中止しておりましたシーサイドギャラリー夏を8月15日、NPO 砂浜美術館主催の下、3年ぶりに開催致しました。

開催に当たり、今回は規模を縮小し、出店や盆踊りなどのイベントは行わず、花火大会のみとし、来場者には感染防止対策として入場ゲートを設け、検温、消毒、リストバンドの着用をお願いし実施してまいりました。

久しぶりの花火大会に、町内外から約3,000人にお越しいただき、夏の夜空に咲き誇る花火を楽しんでいただきました。

今後も感染防止対策を徹底し、感染拡大を抑制しながら社会経済活動の継続を目指して、開催可能なイベントは実施してまいりたいと考えております。

次に、黒潮町カーボンニュートラルの取り組みについて報告致します。

環境省の補助事業を活用して、昨年度より実施しておりました地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設への自立・分散型エネルギー設備導入推進事業が完了致しました。この事業は、地域防災計画により、災害時の防災拠点、避難施設等に位置付けられた公共施設に、平時の温室効果ガス、いわゆるCO₂の排出抑制に加え、災害時にもエネルギーの供給が可能な太陽光発電設備と、蓄電池を町内5施設に整備したものです。

これによりまして、整備した施設で使用している電気の相当量が、CO₂排出のないクリーンなエネルギーに転換されました。

このことにより、災害等による大規模停電が発生した際にも蓄電池からの給電が可能となり、レジリエンスの向上にもつながっております。

今後も、導入可能な公共施設には積極的に整備を進め、CO₂排出削減に努めるとともに、民生部門への展開を考えております。

また、本年の3月議会の全員協議会にてご説明致しましたが、国は、2030年度までに、電力消費に伴う二酸化炭素排出を実質ゼロにする自治体などを脱炭素先行地域として、全国で100カ所程度を選定し、予算を優先的に配分する方針です。このうち、第1回の選定が本年4月に行われており、26地域が選定されております。

この脱炭素先行地域の第2回の募集が先月より行われており、本町も応募を行ったところでございます。

引き続き、本町の重点項目でもある脱炭素、カーボンニュートラルの取り組みを進めてまいります。

次に、令和3年度普通会計決算の概要につきまして報告致します。

令和3年度の一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計、情報センター事業特別会計の合算である普通会計の決算額は、歳入116億7,401万円、歳出111億2,785万4,000円で、増減額を前年度と比較すると、歳入は3,998万4,000円、0.3パーセント、歳出は1億5,577万4,000円、1.4パーセント、それぞれが減となっております。

歳入歳出差引の形式収支は5億4,615万6,000円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億2,908万4,000円となりました。

歳出のうち、義務的経費は、学校支援員や地域おこし協力隊に係る人件費の増、障害者自立支援給付費や小学校医療費助成に係る扶助費の増、過疎対策事業債元利償還金などの公債費の増により、対前年度比で3億2,497万7,000円、率にして8.4パーセントの増となっております。

投資的経費は、令和2年度から3年度への繰越事業が多くあり、普通建設事業の補助事業、単独事業共に増となっております。これは、町営住宅等整備事業や高規格道路整備事業、小中学校空調設備設置事業等によるものであり、結果として投資的経費全体では、対前年度比で6億9,844万5,000円、42.5パーセントの大幅な増となっております。

その他の経費は、前年度に行われたコロナ施策と令和3年度に行われたコロナ施策の事業の違い等により、対前年度比で11億7,919万6,000円、率にして20.5パーセントの大幅な減となっておりますが、引き続きの感染症拡大防止対策に係る経費だけではなく、コロナワクチン接種事業や事業者経営サポート補助金等の新しいコロナ対応施策の充実も図りました。

歳入の内訳は、一般財源では地方税が、対前年度750万5,000円、率にして0.9パーセント増の8億3,761万5,000円となっております。

また、地方交付税において、普通交付税は、前年度が合併算定替の特例期間終了年度であり、令和3年度から一本算定となっているため、前年度交付額を下回る額を見込んでおりましたが、地域社会のデジタル化を集中的に取り組むための地域デジタル社会推進費の創設や、救急需要の増加に伴う消防費の増などの影響、また、普通交付税の再算定による追加交付により、対前年度2億3,501万8,000円、率にして5.8パーセント増の42

億7,662万円となりました。

一方、特別交付税は、算定項目における報告額の減少等に伴い、対前年度1,222万6,000円、率にして3.0パーセント減の3億9,124万5,000円となっております。

その結果、地方交付税全体では、対前年度2億2,279万2,000円、率にして5パーセント増の46億6,786万5,000円となりました。

一般財源総額では、対前年度2億6,229万1,000円、率にして4.7パーセント増の58億7,941万7,000円となっております。

また、特定財源等において、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億2,120万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種等補助金1億447万9,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億9,234万4,000円等のコロナ対策の充実があったものの、前年度とのコロナ施策の事業の違い等もあり、対前年度3億6,540万4,000円、率にして16.0パーセントの減、都道府県支出金は、林道災害復旧事業費補助金、住宅耐震化促進事業費補助金等、事業の進ちょくに合わせた交付額の増額により、対前年度5,682万2,000円、率にして7パーセントの増でした。

地方債は8億7,311万3,000円で、対前年度1億3,376万、率にして18.1パーセント増となっており、災害復旧事業や緊急防災・減災事業の発行額が増えたことや、施設のユニバーサルデザイン化、長寿命化を図るため、公共施設等適正管理推進事業債を活用したこと等によるものです。

結果、特定財源総額では、対前年度3億127万5,000円、率にして4.9パーセント減の57億9,559万3,000円となっております。

なお、令和4年度への繰越事業は、防火水槽設置事業や国営団地調整池の浚渫（しゅんせつ）工事等により、対前年度2億9,096万8,000円、率にして23.1パーセント減の9億6,913万2,000円となっております。

今後においては、公営住宅建替事業や高規格道路整備事業、入野地区宅地造成事業などのハード事業も計画されている中、地球温暖化防止対策や、デジタル改革に伴う各種施策の推進を行うため、多額の予算を投入することとなります。

引き続き、義務的経費の動向や投資的経費の適正管理を踏まえ、住民サービスの向上および財政健全化を図るため、事業計画協議、サマリーレビュー等において、事業効果の検証から適切なスクラップ・アンド・ビルドを着実に進め、組織全体で肥大化する予算を注視し、単年度だけではなく、10年後や20年後の未来を見据えた経営管理を適切に行う必要があります。

次に、令和3年度決算に基づく健全化判断比率および公営企業資金不足比率について報告致します。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、前年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、ならびに公営企業会計の資金不足比率を算定し、監査委員の審査による意見を付して、議会に報告するものでございます。

町から議長あての2つの報告書のほか、監査委員の審査意見書も事務局から配布されておりますので、併せてご確認をお願い致します。

まず、報告第10号の令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてのうち、実質赤字比率でございます。

実質赤字比率とは、普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示したものとなりますが、実質収支は黒字となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率とは、全ての会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示したものとなります。

本年度は昨年度に引き続き、全ての会計で実質収支は黒字となり、先ほどの普通会計およびその他の特別会計を含めた実質収支は、黒字となっております。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率とは、普通会計が負担する元利償還金、および準元利償還金の標準財政規模に対する割合を示したものとなります。地方交付税措置の有利な起債の借り入れは行っているものの、大規模事業の元金償還が開始し、公債費が前年度比較で増額となっていること等により、令和3年度決算では9.6パーセントとなっております。

次に、将来負担比率でございます。将来負担比率とは、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示したものとなります。算定根拠の分子に当たる有利債の借り入れによる基準財政需要額算入公債費や、充当可能基金および公営住宅の賃貸料等の特定歳入は、前年度に比べ減少したものの、分母に当たる標準財政規模が、対前年度で2億5,516万、率にして4.7パーセント増となったこと等により、令和3年度決算においてもマイナスの値となり、算定の数値はなしとなります。

4つの指標共に、早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、本町の財政は健全であるということが言えます。

続きまして、報告第11号の令和3年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてでございます。

資金不足比率とは、公営企業である水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計の事業規模に対する資金不足額の比率を示したものでございます。

いずれの会計につきましても、一般会計より繰り出しを行うことにより余剰金が発生しており、資金不足比率はなしとなっております。

今後も引き続き、各会計の適正な財政運営に努めてまいります。

以上、報告致します。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、池内弘道君、3番、浅野修一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月13日までの12日間に決定しました。

日程第3、議案第12号、令和3年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第39号、損害賠償の額を定め和解することについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、令和4年9月第24回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきまして、ご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第12号、令和3年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定につ

いてから、議案第 39 号、損害賠償の額を定め和解することについてまでの、28 議案でございます。

提案致します議案の内訳は、令和 3 年度の決算認定が 13 件、条例の一部改正が 5 件、補正予算が 6 件、契約の締結が 1 件、指定管理者の指定が 1 件、辺地計画の変更が 1 件、損害賠償が 1 件の提案となっております。

議案第 12 号、令和 3 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 24 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてまでの 13 議案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案するものでございます。

初めに、議案第 12 号、令和 3 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきます。

令和 3 年度決算の歳入決算額は 117 億 684 万 1,563 円で、対前年度比 4,982 万 9,027 円、率にして 0.4 パーセントの減となっております。

歳出決算額は 111 億 7,187 万 4,812 円で、対前年度比 1 億 6,657 万 152 円、率にして 1.5 パーセントの減となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は 5 億 3,496 万 6,751 円となり、このうち翌年度に繰り越す事業の財源は 2 億 1,707 万 2,000 円となっております。

また、実質収支額は 3 億 1,789 万 4,751 円となっており、この実質収支額から地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金への積立は 2 億 5,000 万円とし、純然たる翌年度への繰越額は 6,789 万 4,751 円となりました。

歳入では、ふるさと納税寄附金が、対前年度比 1 億 393 万 9,146 円、率にして 9.7 パーセント増と伸びましたが、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金等の、コロナ対策などの交付金の充実があったものの、前年度のコロナ施策の事業内容等との違いもあり、対前年度比 3 億 6,726 万 9,529 円の減少となっております。

歳出の義務的経費は、学校支援員や地域おこし協力隊に係る人件費の増、障害者自立支援給付費や小学校医療費助成に係る扶助費の増、過疎対策事業債元利償還金などの公債費が増となっております。

投資的経費は、令和 2 年度から 3 年度への繰越事業が多くあり、普通建設事業の補助事業、単独事業共に増となっております。これは、町営住宅整備事業や高規格道路整備事業、小中学校空調設備設置事業等によるものでございます。

その他の経費は、コロナ施策として、引き続きの感染症拡大防止対策に係る経費や、コロナワクチン接種事業、事業者経営サポート補助金等の新しいコロナ対応施策の充実を図りました。

また、健全化判断比率の状況は、実質公債比率が 9.6 パーセント、将来負担比率は、昨年同様に算定の数値はなしであり、値はマイナス 33.2 パーセントとなっております。

次に、議案第 13 号から 24 号までの特別会計では、一般会計からの繰入金に頼っている会計もございましたが、全ての会計において、それぞれ実質収支額は黒字となっております。

引き続き、各特別会計において、事業の円滑な運営とその経理の適性化に努めてまいります。

次に、議案第 25 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の一部改正につきましては、黒潮町パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップを宣誓した方については公営住宅への入居を認めるように改正を行うものと、さらに公営住宅への入居につきまして、入居の際に必要な連帯保証人の確保が難しくなっている状況をかんがみて、連帯保証人が必要ないようにするもので、入居要件について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 26 号、黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 27 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、および議案第

28号、黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、合わせて説明させていただきます。

この3議案とも、議案第25号の改正と同様に、パートナーシップおよび連帯保証人に関する入居要件について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第29号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員および非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第30号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算については、既決の予算に歳入歳出それぞれ2億1,898万4,000円を追加し、歳入歳出総額を111億2,978万2,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、総務費では、自治体システムに関する調査、構築を行うための事業費の追加、土佐くろしお鉄道運行補助を行うための新型コロナウイルス感染症対策費の追加など、合計945万4,000円の増額。

民生費では、国庫補助事業における権利擁護支援モデル事業の追加、佐賀町民館改修事業における資材高騰分の追加など、3,163万4,000円の増額。

衛生費では、オンライン資格確認システム導入事業の追加など、299万2,000円の増額。

農林水産業費では、佐賀地区の菌茸施設および畜産団地内施設の改修費用の追加、森林環境譲与税を活用した事業の追加、佐賀地区漁業集落環境整備における事業費の追加、水産振興および漁港漁場整備に係る補助金の追加などにより、5,024万円の増額。

商工費では、県補助事業を活用したホエールウォッチングセンタートイレ改修に係る経費の追加により、9万3,000円の増額。

土木費では、町営住宅整備事業費の追加により、4,037万3,000円の増額。

教育費では、伊与喜小学校休校記念式典等実行委員会補助金の追加などにより、1,654万2,000円の増額。

災害復旧費では、7月の台風4号に係る災害復旧事業費の追加などにより、6,765万6,000円の増額。

その他、先に説明した各費目において、電気料金値上げに伴う必要額の補正を行っております。

これらの歳出に対応するため歳入は、地方交付税のうち、確定による増額、国、県支出金および町債などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整を行っております。

次に、議案第31号、令和4年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ544万8,000円を追加し、歳入歳出総額を2,123万円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、令和3年度決算に伴う翌年度繰越金等の追加、ならびに奨学資金選考委員会の報酬、基金への積立金の計上によるものでございます。

次に、議案第32号、令和4年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ2,692万7,000円を追加し、歳入歳出総額を17億8,559万1,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、令和3年度決算に伴う翌年度繰越金の追加、ならびに財政調整基金へ

の積立金などの計上によるものでございます。

次に、議案第 33 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 234 万 3,000 円を追加し、歳入歳出総額を 7,611 万 7,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、一般会計からの繰入金追加、ならびにオンライン資格確認システム導入作業委託などの計上によるものでございます。

次に、議案第 34 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3,400 万 5,000 円を追加し、歳入歳出総額を 18 億 2,852 万 7,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、令和 3 年度決算に伴う翌年度繰越金の追加、ならびに給付費準備基金への積立金などの計上によるものでございます。

次に、議案第 35 号、令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1,204 万 7,000 円を減額し、歳入歳出総額を 2 億 7,854 万 5,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、一般会計からの繰入金減額、ならびに光回線終端装置交換におきまして、半導体不足により本年度の発注ができないことから、来期での対応を行うこととしたための減額予算の計上とするものでございます。

次に、議案第 36 号、令和 4 年度黒潮町トイレコンテナ購入の物品売買契約の締結について説明させていただきます。

この物品の購入につきましては、随意契約により落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この物品の契約目的は、令和 4 年度黒潮町トイレコンテナ購入でございます。

契約の方法は、随意契約で、契約金額が 2,189 万円、契約の相手方は、神奈川県川崎市中原区今井南町 2-45、株式会社イズズ、代表取締役社長、鈴木修一でございます。

次に、議案第 37 号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌生産共同施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、地場産業振興を図り地域住民の就労の場の確保を設置目的としており、指定管理者により菌床の製造および販売を行うとともに、施設および設備の維持管理を行い、施設の特性を生かしながら運営がなされるものと判断致しましたので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条により、高知県香美市香北町美良布 579 番地 1、株式会社香北ファーム、代表取締役、小松孝一を指定管理者候補とし、期間は、平成 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとして選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 38 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更について説明させていただきます。

この議案は、昨年度策定を致しました馬荷辺地総合整備計画へ、当該地区に架橋しております橋梁（きょうりょう）の湯屋橋が老朽化したことによる長寿命化のための補修工事を追加するための計画変更であり、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 39 号、損害賠償の額を定め和解することについて説明させていただきます。

この議案は、令和元年 7 月 26 日、四国横断自動車道笹ヶ峰トンネル内下り線の道路上で発生した車両衝突事

故において、事故相手方との損害賠償の額が定まり、和解の下に解決の条件が整いましたので、地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の相手方は、香川県高松市朝日町5丁目15-1、丸天通運株式会社で、損害賠償額は132万2,530円でございます。

提案説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、適切なご決定をよろしくお願い致します。

なお、議会最終日に、早咲地区緊急避難施設建築主体工事の請負契約の締結について1議案を追加させていただきます。予定となっておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

会計管理者。

会計管理者（宮地 美君）

おはようございます。

それでは、議案第12号、令和3年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第23号、令和3年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、12議案につきまして補足説明を致します。

各会計とも、歳入歳出総括表を基に、主な決算内容についてご説明させていただきます。

それでは、議案第12号、令和3年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明致します。令和3年度歳入歳出決算書の1ページ目をお開きください。

歳入総額は117億684万1,563円、歳出総額は111億7,187万4,812円、差引残額は5億3,496万6,751円となっております。

このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づく基金への繰入金を2億5,000万円とし、繰越明許費繰越額2億1,707万2,000円を含めた翌年度への繰越額は、2億8,496万6,751円となっております。

次に、歳入の合計です。6ページ、7ページをお開きください。一番下の欄になります。

調定額117億3,898万9,172円に対しまして、収入済額は117億684万1,563円、不納欠損額は458万8,637円、収入未済額は2,755万8,972円となっております。

前年度と比べますと、収入済額は4,982万9,027円の減となり、不納欠損額は414万4,226円の増、収入未済額は1,098万8,583円の減となっております。

続きまして、主な歳入の状況をご説明致します。2ページにお戻りください。

1款町税の状況です。概況として、たばこ税を除いた町税の状況は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体で、調定額、収入済額とも増額となっております。

現年課税分の調定額は183万8,020円の減、また現年課税分の収入済額は、172万771円の増額となりました。この主な要因は、固定資産税の増によるものです。

滞納繰越分は、調定額が212万3,055円の減少、収入済額も88万9,512円減少しております。

徴収率につきましては、全体で前年度と比べ0.59パーセント上昇しており、平成29年度からは年々上がっております。

不納欠損額につきましては、456万1,637円で、前年度と比べ412万8,326円の増となっております。

また、現年度、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、総額で1,125万8,087円となっておりますが、令和3年度中に還付することができなかった還付未済額7万2,118円が収入済額の中に含まれており、この還付未済

額を除いた実際の収入未済額は1,133万205円となります。前年度と比べ、889万3,372円減少しております。

次に、4款です。配当割交付金につきましては、収入済額490万8,000円となっており、前年度と比べ195万7,000円の増となっております。

次に、5款です。株式等譲渡所得割交付金につきましては、収入済額653万6,000円となっており、前年度と比べ290万8,000円の増となっております。

6款です。法人事業税交付金につきましては、税制改正により令和2年度から新設されました。

収入済額684万2,000円となっており、前年度と比べ450万6,000円の増となっております。

7款です。地方消費税交付金につきましては、収入済額2億4,626万9,000円となっており、前年度と比べ1,796万2,000円の増となっております。

10款です。地方特例交付金につきましては、収入済額933万1,000円となっており、前年度と比べ424万3,000円の増となっております。

この主な要因は、令和3年度に新設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金によるものです。

次のページをお開きください。

11款の地方交付税については、収入済額46億6,786万5,000円となっており、前年度と比べ2億2,279万2,000円の増となっております。

次に、13款分担金及び負担金につきましてご説明致します。

調定額1,778万5,484円に対しまして、収入済額も1,778万5,484円となっており、収入未済額はありません。

次に、14款使用料及び手数料についてご説明を致します。

調定額3億3,656万5,783円に対し、収入済額3億2,264万1,219円、不納欠損額は2万7,000円、収入未済額は1,389万7,564円となっております。不納欠損額は町税の督促手数料です。

また、収入未済額の主なものは、住宅使用料の1,373万7,644円となっております。住宅使用料の収入未済額は、前年度と比べ165万40円減少しております。

保育料につきましては、調定額2,752万4,576円に対しまして、収入済額は2,750万2,334円となっており、収入未済額は2万2,242円となっております。

また、滞納繰越分については、調定額2万6,343円全て徴収したため、収入未済額はありません。

次に、15款国庫支出金は、収入済額19億1,095万9,867円で、昨年度と比べ3億6,726万円余り減少しております。これは特別定額給付金など、コロナ施策に対する補助金等の違いによるものです。

16款県支出金につきましては、収入済額8億6,231万7,162円となっており、5,407万7,120円増加しております。

続きまして、17款財産収入については、収入済額1,669万3,854円と、前年度に比べ2,917万7,488円減少しております。主な要因は、土地建物売払収入の減によるものです。

また、収入未済額は、土地貸付料の4万3,516円となっております。

続きまして18款寄附金ですが、収入済額は11億8,177万2,205円と、前年度と比べ1億128万5,971円の増となっております。主な要因は、ふるさと納税寄附金が1億円余り増えたことによるものです。

続きまして、19款繰入金についてです。収入済額は3億874万4,157円となっており、前年度より3億384万余り減少しております。主なものは、1項基金繰入金で、減債基金等の基金を繰り入れし、償還金や各種事業に充当しております。

次のページをお開きください。

続きまして、21 款諸収入です。調定額 1 億 1,651 万 5,456 円に対しまして、収入済額は 1 億 1,415 万 5,651 円、収入未済額は 235 万 9,805 円です。

21 款諸収入、5 項雑入の収入済額は 9,462 万 7,591 円となっており、前年度より 7,305 万 8,413 円減少しております。主な要因は、令和 2 年度実施したプレミアム付き商品券販売終了による収入減によるものです。収入未済額 235 万 9,805 円の内訳は、定住促進住宅使用料 12 万円と、老人保健第三者納付金 195 万 8,930 円、学校給食費 28 万 875 円となっております。

次に、22 款町債です。収入済額 8 億 7,311 万 3,000 円となっており、前年度と比べ 1 億 3,376 万円の増となっております。

町債の主なものは、5,000 万円以上のもので臨時財政対策債の 1 億 8,811 万 3,000 円、道路整備事業債の 2 億 2,670 万円、防災対策事業債の 5,320 万円となっております。

以上が、収入の主なものです。歳入に占める割合は、町税が 7.16 パーセント、地方交付税が 39.87 パーセント、国、県の支出金が 23.69 パーセント、町債が 7.46 パーセントとなっております。

それでは、次に、歳出についてご説明致します。10 ページ、11 ページをお開きください。

一番下の歳出合計欄をご覧ください。

予算現額 129 億 2,146 万 4,000 円に対し、支出済額 111 億 7,187 万 4,812 円、翌年度繰越額 9 億 6,913 万 2,000 円、不用額 7 億 8,045 万 7,188 円となっております。

前年度と比較しますと、支出済額は 16 億 6,507 万 152 円の減となっております。

続きまして、主な歳出の状況をご説明致します。8 ページ、9 ページへお戻りください。

令和 2 年度決算と比較して、特に増減の大きかったものについてご説明致します。

まず、2 款総務費です。支出済額は 27 億 2,337 万 5,689 円です。前年度と比べ 2 億 7,689 万 1,337 円の増となっております。その主な要因は、ふるさと納税寄附金の増加に伴う業務手数料や謝礼品の増加などによるものです。

次に、3 款民生費です。支出済額 26 億 432 万 4,887 円となっております。前年度と比べ 7 億 9,653 万円余りの大幅な減となっております。主な要因は、全町民を対象とした特別定額給付金の支給が終了したことによるものです。

次に、4 款衛生費です。支出済額 5 億 8,856 万 8,725 円となっており、前年度と比べ 4,860 万円余り増加しております。これは、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症予防に係るワクチン接種費用の増額によるものです。

次に、5 款労働費です。支出済額は 1,177 万 9,923 円となっております。前年度と比べ 3,381 万円余りの減となっております。

主な要因は、これまで労働費で支出していた会計年度任用職員の給料等を任用しているそれぞれの課で予算措置したことによるものです。

次に、6 款農林水産業費です。支出済額 6 億 5,415 万 7,398 円となっており、前年度と比べ 6,348 万円余りの増となっております。

水産業振興費の補助金が増加したことによるものです。

次に、7 款商工費です。支出済額 1 億 9,857 万 9,450 円となっております。前年度と比べ、1 億 5,300 万円余りの減となっております。

主な要因は、商工振興費のプレミアム付商品券に係る委託料の減少によるものです。

次に、8 款土木費です。支出済額 14 億 3,402 万 4,373 円となっております。前年度と比べ 3 億 7,664 万円余りの増となっております。

主な要因は、道路新設改良費の工事請負費や住宅建設費の町営住宅建替え工事などによるものです。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

9 款消防費です。支出済額 7 億 352 万 1,688 円となっております。前年度に比べ 5,741 万円余りの増となっております。

主な要因は、黒潮消防署の消防車両買い替えによる分担金の増によるものです。

次に、10 款教育費です。支出済額 5 億 4,837 万 9,387 円となっております。前年度と比べ 7,943 万円余りの減となっております。

主な要因は、GIGA スクール整備等が終了したことによる委託料の減などによるものです。

次に、11 款災害復旧費です。支出済額 1 億 4,307 万 98 円となっております。前年度と比べ 5,581 万円余りの増となっております。

主な要因は、災害件数はほぼ変わっていないものの、工事費がかさんだことによるものです。

最後に、12 款公債費です。支出済額 14 億 9,373 万 3,596 円となっております。前年度と比べ 1,496 万円余りの増となっております。

続きまして、不用額について、ご説明を致します。11 ページの不用額合計、一番下の欄をご覧ください。

総額で 7 億 8,045 万 7,188 円、予算現額に対する不用額の比率は 6.0 パーセントであり、前年度と比べ率は 0.1 パーセント増加しており、金額については 313 万 9,848 円減少しております。

不用額につきましては、予算執行の過程で、経費の節減や効率的な事業執行によって発生したもののほか、事業未執行の結果などで発生する場合があります。

不用額の主なもの、特に大きなものについてご説明致します。8、9 ページへお戻りください。

まず、2 款総務費です。不用額は 3 億 2,682 万 311 円となっております。前年度と比べると 2,466 万円余り減少しております。

不用額の主なものは、1 項 5 目、財政管理費、24 節積立金の 1 億 3,793 万 3,918 円で、ふるさと納税基金については、寄附金受納の翌年度以降に活用できるよう積み立てを行うものですが、当該年度の事業への充当が予定より多くなったことで積立額が少額になり、不用額が生じました。また、その他町有施設の使用料等を原資に積み立てを行う同対施設使用料調整基金および施設等整備基金についても、コロナ禍における使用料等の一部減免を行ったことで、当初予定していた収入が見込めず、積立予定額との差額が生じたものです。

また、1 項 14 目、ふるさと納税費、7 節および 11 節の報償費、役務費の不用額は、それぞれ 1,257 万 4,188 円、2,499 万 2,324 円となっており、ふるさと納税寄附金の返礼品や配送手数料等が見込みより少なかったことによるものです。

また、1 項 15 目、新型コロナウイルス感染症対策費、12 節委託料のうち特に目立ったものとして、マイナンバーカードの申請数が見込みより少なかったことにより、1,682 万 7,500 円不用額が出ております。

続きまして、3 款民生費の不用額は 1 億 2,202 万 2,113 円となっており、前年度と比較すると 5,144 万円余り増加しています。

不用額の主なものは、1 項 1 目、社会福祉総務費、18 節の負担金補助及び交付金 2,530 万 5,200 円です。これは社会福祉協議会等への補助金が減額になったことにより不用額が生じました。

続きまして、4 款衛生費の不用額は 6,028 万 6,275 円となっており、前年度と比較すると 2,650 万円余り増加しています。

不用額の主なものは、2項3目、し尿処理費、10節の需用費1,232万5,952円です。突発的な修繕を必要とする故障等がなかったことにより不用額が生じました。

続いて、6款農林水産業費の不用額は7,375万1,602円で、前年度より3,050万余り増加しております。

不用額の主なものは、3項2目、水産振興費の18節、3,381万802円で、補助対象事業の事業費が見込み額より少なかったことなどにより補助金額が減少したことによるものです。

それでは、予備費充当について、ご説明致します。250ページをお開きください。

13款予備費です。予算額1,893万8,000円に対し、予備費充当額は15件で、379万4,000円となっております。

充当先につきましては、251ページの備考欄に記載のとおりです。

以上、一般会計の歳入歳出について、ご説明をさせていただきました。

その他、詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書および業務執行報告書によりご確認をお願い致します。

続きまして、特別会計についてご説明致します。253ページをお開きください。

議案第13号、令和3年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額776万6,454円、歳出総額206万9,572円、差引残額、翌年度繰越額とも、569万6,882円となっております。

本事業会計は、住宅の新築等に要する資金の貸付事業会計で、貸付事業は終了していることから新規貸付はなく、現在は貸付金の回収のみ行っております。

また、現年度分は平成30年度に終了しており、令和元年度からは滞納繰越分の回収のみとなっております。

収入未済額は7,128万9,428円となっております、前年度に比べ264万8,864円減少しております。

次に、271ページをお開きください。

議案第14号、令和3年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額2,678万3,286円、歳出総額2,137万838円、差引残額、翌年度繰越額とも541万2,448円となっております。

次に、歳入の状況です。次のページをご覧ください。

歳入合計は、調定額3,404万3,086円に対しまして、収入済額2,678万3,286円、収入未済額は725万9,800円となっております。

主な歳入は、3款諸収入で、奨学資金の返還金となっております。調定額2,692万5,800円に対しまして、収入済額1,966万6,000円、収入未済額の725万9,800円は前年度に比べ84万6,000円減少しています。

次に歳出です。274ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額2,340万4,000円に対しまして、支出済額2,137万838円、不用額は203万3,162円となっております。

1款1項の育英事業費の1,143万2,543円のうち、3年度の奨学資金貸付金は1,140万円です。

貸付者の内訳は、大学生、専門学校生25人、高校生10人の、計35人となっております。前年度に比べ、大学生、専門学校生は2人減、高校生は1人増となっております。

また、3年度は993万8,295円、基金へ積み立てております。

次に、287ページをお開きください。

議案第15号、令和3年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額、歳出総額共に同額の14億2,246万678円となっており、前年度と比べ1,051万円余

りの減となっております。

この特別会計は、水道事業会計を除く各会計に予算計上された、特別職、一般職のPerson費を一括で処理しております。

次に、301 ページをお開きください。

議案第 16 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 17 億 330 万 7,234 円、歳出総額 16 億 7,638 万 163 円、差引残額 2,692 万 7,071 円となっております。

次のページをご覧ください。

歳入合計は、調定額 17 億 1,406 万 2,530 円に対しまして、収入済額は 17 億 330 万 7,234 円、不能欠損額は 107 万 1,195 円、収入未済額 968 万 4,101 円となっております。

次に、主な歳入の状況をご説明します。

1 款の国民健康保険税につきましては、調定額 2 億 8,848 万 6,906 円に対しまして、収入済額は 2 億 7,779 万 3,410 円、前年度と比べ収入済額は 529 万円余りの減となっております。

収入未済額につきましては 962 万 9,801 円となっておりますが、令和 3 年度中に還付できなかった還付未済額 33 万 1,128 円が収入済額の中に含まれておりますので、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は 996 万 929 円となります。前年度と比べ 373 万 5,777 円の減となりました。

4 款の県支出金につきましては 12 億 4,019 万 8,614 円となっており、前年度と比較して 5,162 万円余りの増となっております。

また、6 款の繰入金の収入済額は 1 億 7,124 万 2,926 円となっており、前年度と比べ 1,328 万円余り減少しております。

次に、歳出です。306 ページをお開きください。一番下の欄になります。

歳出合計です。予算現額 18 億 138 万 6,000 円に対しまして、支出済額 16 億 7,638 万 163 円、不用額は 1 億 2,500 万 5,837 円となっております。歳出総額は前年度と比べ 4,023 万 6,112 円の減となっております。

続きまして、主な歳出の状況についてご説明致します。304 ページにお戻りください。

主な歳出は 2 款の保険給付費です。支出済額 11 億 9,875 万 2,920 円となっております。前年度と比べると 4,885 万円余りの増となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金として高知県に納付している各種負担金については、前年度と比較すると 3,253 万円余り減少しております。

また、6 款積立金は、222 万 1,877 円を国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てし、前年度と比べて 5,080 万円余り減少しております。

国民健康保険の年間平均被保険者数は、令和 2 年度 3,259 人、令和 3 年度は 3,187 人と減少しています。

1 人当たりの費用額につきましては、令和 2 年度は 40 万 7,919 円、令和 3 年度は 43 万 612 円と増加しております。

次に、341 ページをお開きください。

議案第 17 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 3,805 万 4,496 円、歳出総額 3,782 万 2,226 円、差引残額は 23 万 2,270 円となっております。

次のページをお開きください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額 3,805 万 4,496 円に対しまして、収入済額は同額の 3,805 万 4,496 円、不納欠損額、収

入未済額ともにありません。

歳入の主なものは、1 款の診療収入です。収入済額 1,115 万 4,156 円。前年度に比べ 687 万 4,932 円の減となっております。

5 款の一般会計からの繰入金 1,900 万円は、前年度より 520 万円減少しています。

次に、歳出です。次のページをお開きください。

歳出の合計です。予算現額 4,620 万 1,000 円に対し、支出済額 3,782 万 2,226 円、不用額 837 万 8,774 円となっております。

支出済額は前年度と比較しますと 1,279 万円余り減少しております。

歳出の主なものは、1 款 1 項 1 目、一般管理費の委託料 1,015 万 1,838 円となっております。

次に、367 ページをお開きください。

議案第 18 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 17 億 1,472 万 5,080 円、歳出総額 16 億 8,110 万 3,091 円、差引残額 3,362 万 1,989 円となっております。

次のページをご覧ください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額 17 億 1,683 万 4,637 円に対しまして、収入済額は 17 億 1,472 万 5,080 円、不能欠損額は 28 万 8,900 円、収入未済額は 182 万 657 円となっております。

主な歳入の状況は、1 款保険料の調定額 2 億 7,090 万 3,063 円に対しまして、収入済額は 2 億 6,883 万 6,006 円。不納欠損額は 28 万 2,200 円、収入未済額は 178 万 4,857 円となっておりますが、令和 3 年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額 20 万 2,900 円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は 198 万 7,757 円となります。

収入未済額につきましては、前年度に比べ 840 万円余り減少しております。

7 款繰入金は、介護給付費の町負担分 1 億 9,247 万 7,220 円、事業費の町負担分や事務費等の繰入金 7,443 万 2,749 円を一般会計から繰り入れております。

次に、歳出です。次のページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額 17 億 7,478 万 3,000 円に対し、支出済額 16 億 8,110 万 3,091 円、不用額は 9,367 万 9,909 円となっております。

歳出の主なものは、2 款保険給付費です。支出済額 15 億 4,449 万 8,918 円となっております。これは、前年度と比べ 4,724 万円余りの増額となっております。

令和 3 年度の 1 号被保険者数は年平均で 4,816 人となっており、前年度より減少しておりますが、介護サービス利用者は年間延べ 8,739 人と、前年度より 298 人増加しております。

次に、411 ページをお開きください。

議案第 19 号、令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 1,796 万 9,970 円、歳出総額 1,796 万 9,161 円、差引残額 809 円となっております。

本会計は、介護保険の予防給付の対象となる要支援者の介護予防計画を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるように運営しているもので、収入未済額はありません。

令和 3 年度末の要支援認定者数は 149 人、利用契約者数は 47 人となっており、認定者数、利用契約者数共に増加しております。

次に、427 ページをお開きください。

議案第 20 号、令和 3 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額4,771万9,783円、歳出総額4,738万8,889円、差引残額33万894円となっております。

令和3年度の新規加入は3戸で、令和3年度末の加入世帯数は166戸となっております。使用料及び手数料の収入未済額については9,960円となっております。

次に、447ページをお開きください。

議案第21号、令和3年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額468万3,094円、歳出総額466万7,109円、差引残額1万5,985円となっております。

令和3年度の加入戸数は、前年度と同じ23戸です。使用料及び手数料の収入未済額はありません。

次に、465ページをお開きください。

議案第22号、令和3年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額2億1,389万4,739円、歳出総額2億913万1,939円、差引残額476万2,800円となっております。

次のページをご覧ください。

歳入の主なものは、1款の後期高齢者医療保険料で、調定額1億3,347万1,600円に対しまして、収入済額は1億3,332万6,300円となっております。収入未済額は14万5,300円となっておりますが、令和3年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額6万1,800円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は20万7,100円となります。前年度より7万3,700円減少しています。

また、3款繰入金につきましては、事務費に係る費用や、保険料軽減措置を行った保険料について、一般会計から繰入れるもので、収入済額は7,386万8,677円、前年度と比べて59万円余りの減となっております。

次に、歳出の状況です。次のページをお開きください。

歳出合計は、予算現額2億1,438万1,000円に対し、支出済額は2億913万1,939円、不用額は524万9,061円となっております。

歳出の主なものは、2款の後期高齢者医療広域連合納付金の1億9,835万919円で、前年度より26万円余り増加しています。

次に、489ページをお開きください。

議案第23号、令和3年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額2億8,192万4,102円、歳出総額2億8,184万4,248円、差引残額7万9,854円となっております。

次のページをお開きください。

歳入の状況です。歳入合計は、調定額2億8,236万7,402円に対して、収入済額2億8,192万4,102円です。

歳入の主なものとしては、1款の使用料及び加入金等です。収入済額は1億2,385万1,870円となっており、昨年度より910万円余り増加しております。

収入未済額は、前年度と比べ2万7,870円減少し、44万3,300円となっております。

また、2款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金1億4,882万円となっております。

次のページをお開きください。歳出の状況です。

歳出合計は、予算現額2億8,264万5,000円に対し、支出済額2億8,184万4,248円、不用額は80万752円となっております。

情報センター事業の加入状況は、令和3年度3月末現在で、告知端末が8世帯減少し4,824世帯、ケーブルテレビが53世帯増加し2,489世帯、インターネット加入が112世帯増加し1,775世帯となっております。

以上が、各会計の決算状況です。

509 ページ以降は財産に関する調書となっております。この財産に関する調書につきましては、ご確認をお願い致します。

以上、給与等集中処理特別会計を除きました、11 会計の歳出決算額の総額は、151 億 5,162 万 2,048 円となっております。

これで議案第 12 号から議案第 23 号までの、各会計の決算の認定についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

説明の途中でありますけれども、この際、10 時 45 分まで休憩します。

休 憩 10 時 29 分

再 開 10 時 45 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第 24 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を致します。議案書は 14 ページでございます。

水道事業特別会計決算書表紙の次にあります、目次をお開きください。

1 ページ目は、令和 3 年度黒潮町水道事業決算報告書、14 ページ目からは、令和 3 年度黒潮町水道事業報告書でございます。

決算報告書と事業報告書に分けていますので、まず、事業報告書からご説明をさせていただきます。14 ページをお開きください。

ここには、令和 3 年度黒潮町水道事業報告書として、1、概要、カッコ 1 に総括事項を記載していますので、読み上げましてご説明をさせていただきます。

なお、この概要を数値としてまとめたものが、16 ページのカッコ 1、業務の概要以降に記載しておりますので、そちらの数値もご確認いただければと思います。

まず、マル 1、利用状況についてですが、令和 3 年度における年間配水量は 158 万 2,969 立方メートルで、対前年度比 0.8 パーセントの減少となりました。

また、有収率は 79.1 パーセントと、前年度比 0.8 ポイントの減少となりました。

次に、マル 2、経営収支の状況でございます。

当年度の決算状況は、営業収益 1 億 9,333 万 5,397 円で対前年度比 2.1 パーセントの減少、営業外収益 5,301 万 2,960 円で対前年度比 0.2 パーセントの減少、他会計繰入金 496 万 9,000 円で対前年度比 12.6 パーセントの減少、特別利益 100 万 5,085 円となり、合計事業収益 2 億 5,232 万 2,442 円で、対前年度比 1.5 パーセントの減少となりました。

次に、営業費用は 2 億 270 万 8,331 円で、対前年度比 0.9 パーセントの減少、営業外費用は 2,009 万 6,319 円で、対前年度比 8.3 パーセントの減少、特別損失として 56 万 3,802 円で対前年度比 40.3 パーセントの減少、合計事業費用は 2 億 2,336 万 8,452 円で対前年度比 1.8 パーセントの減少となりました。

費用減少の主な要因としましては、営業費用総係費の委託料の減少と企業債支払利息の減少であります。

当年度は、昨年度に比べ事業収益は減少となりましたが、事業費用も減少となり、損益計算におきまして

2,895万3,990円の純利益となりました。

なお、この損益計算書につきましては4ページから5ページに記載していますので、後ほどご確認をいただきます。

次に、マル3の建設改良事業の状況でございます。

主な建設改良工事と致しましては、入野地区配水管新設工事、入野地区配水管布設替工事、および佐賀地区基幹管路更新工事を施工致しました。

なお、工事内容につきましては、20ページから21ページにかけて記載しておりますのでご確認ください。

次に、22ページをお開きください。

ここには、会計の状況を表しております。下段のカッコ3に令和3年度末の企業債残高を記載しております。

期首残高14億3,417万3,260円に対し、当年度、令和3年度借入金が4,420万円。当年度、令和3年度償還金が9,855万1,505円で、令和4年3月期末の企業債残高は13億7,982万1,755円となっております。

なお、この残高は33ページ、企業債明細書の未償還残高の総合計と同額となります。

続きまして、決算報告書のご説明を致します。1ページをお開きください。

決算報告書、カッコ1、収益的収入及び支出につきましては、水道料金等の事業収入で、施設の運転や維持管理など日々の事業運営のための経費を上げていまして、予算上では3条予算として整理されているものでございます。

まず、収入の決算額は合計で2億7,163万4,798円となり、内訳としまして、営業収入で2億1,263万8,640円、営業外収益で5,302万2,073円、他会計繰入金で496万9,000円、特別利益で100万5,085円となっております。

続きまして、2ページの支出ですが、決算額は合計で2億3,881万8,124円となっており、内訳としましては、営業費用で2億896万7,575円、営業外費用で2,923万5,319円、特別損失で61万5,230円となっております。

続きまして、3ページです。3ページには、資本的収入及び支出の決算状況を表しております。

この予算は4条予算とも言いまして、水道施設を整備、改良するための投資的予算と、これまで投資のために借り入れしてきた企業債の元金分の償還金に当たる予算となっております。

収入の決算額は合計で8,386万9,391円となり、内訳としましては、企業債で4,420万円、他会計繰入金で2,674万2,000円、国庫支出金で1,292万7,391円となっております。

次に支出ですが、決算額は合計で1億6,963万7,390円となり、内訳としましては、建設改良費で7,108万5,885円、企業債償還金で9,855万1,505円となっております。

また、3ページ下段の欄外に記載していますが、資本的収入額8,386万9,391円に対し、資本的支出額1億6,963万7,390円となっておりますので、不足額8,576万7,999円につきましては、減債積立金1,294万7,891円、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額385万4,404円、および損益勘定留保資金6,896万5,704円にて、補てんをしております。

次に、財務諸表についてご説明致します。4ページから5ページをお開きください。

損益計算書につきましては、会計期間における経営成績を表すもので、先ほどご説明しました14ページの事業報告書、マル2、経営収支の状況でご説明したとおり、当年度純利益と致しまして2,895万3,990円となっております。この額は、前年度とほぼ同水準となっております。

先ほども申しましたが、本年度収益は減少致しましたが費用も減少しており、昨年度と同水準の純利益となっております。

なお、この明細は26ページからの収益費用明細書に記載していますので、ご確認をお願いします。

次に、6ページをお開きください。

ここには、貸借対照表、バランスシートを記載しています。これは、期末時点における企業の財政状態を明らかにするために作成するもので、令和4年3月31日時点の財政状況を表しています。

6ページの資産の部、1、固定資産では、縦に3列数字が並んでいますが、中央の数字がそれぞれの帳簿価格でございます、下段の右端の数字がこの帳簿価格の合計となり、28億8,923万6,694円でございます。

7ページの2、流動資産の合計は3億6,249万9,363円でございます。

なお、流動資産のカッコ2、未収金につきましては、水道事業特別会計は出納閉鎖期間がないことから3月31日をもって切り替わるため、3月分の水道料金および一般会計からの繰入金、補助金等4月以降に入ってくるため、それらが未収金として7,739万5,375円となっております。

また、水道料金滞納額のうち、貸倒引当金として1,616万5,864円を計上致しました。

資産合計としましては、固定資産、流動資産、合わせまして32億5,173万6,057円となります。

その次の、負債及び資本につきましては、これまでの資産がどのような形で調達されたかを表しているもので、負債の部では8ページの下段のとおり、負債合計が24億9,472万8,435円となっております。

資本の部では、9ページの下から2行目、資本合計が7億5,700万7,622円となり、負債、資本合計額は32億5,173万6,057円となりまして、7ページの資産合計の金額と合致していますので、バランスが取れているということになります。

次に、10ページをお開きください。

剰余金の計算書を添付していますので、ご確認をお願いします。

令和3年度では、資本的収支の補填（ほてん）財源として減債積立金1,294万7,891円を取り崩しております。その結果、次年度への繰越利益剰余金は2億206万8,461円となっております。

次に、30ページをお開きください。

30ページから33ページには、企業債明細書ということで、上水と簡水それぞれ借入先と借入額、そして未償還残高等を明記しております。

33ページの未償還残高の総合計13億7,982万1,755円は、7ページの貸借対照表の固定負債、流動負債の企業債を合計したものと合致していますので、ご確認をお願いします。

そして、最後34ページには、固定資産明細書を添付しております。

この表の右下の額、年度末償却未済額の合計28億8,923万6,694円は、6ページの貸借対照表の固定資産合計額、いわゆる帳簿価格と合致していますので、それぞれご確認をお願いします。

令和3年度はキャッシュフローの状況から見ましても、業務活動により稼いだ8,900万円により、投資活動において水道設備への投資2,800万円を実施。財務活動で5,400万円の企業債の残高を減らすことができました。

資金残高につきましても、昨年より増加しており、バランスの取れたものとなっております。

以上で、議案第24号、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、私の方からは、議案第25号から議案第28号までを一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第25号の、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明致し

ます。議案書は15ページ、参考資料は1ページの新旧対照表でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、大きく分けて2つの改正箇所がございます。

まず、1つ目と致しまして、黒潮町パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップを宣誓した方については公営住宅への入居を認めるように改正を行うものです。

2つ目と致しまして、公営住宅への入居に際し、身寄りのない単身高齢者をはじめ、公営住宅に入居を希望する方が連帯保証人を確保できないという理由で入居できない状況が全国的に増えており、本町でも今後、そのような事象が増えてくることが予測されます。そこで、連帯保証人に関する条文を削除するものです。

なお、黒潮町が運営する町営住宅には、公営住宅のほかに特定公共賃貸住宅、改良住宅、拳ノ川若者住宅がございますが、条例上の町営住宅は公営住宅のみを指しております。そのため、後ほど説明致しますが、公営住宅以外の特定公共賃貸住宅、改良住宅、拳ノ川若者住宅につきましても、同様の内容の一部改正を行うことと致しますので、よろしくお願い致します。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明致します。参考資料1ページをお開きください。傍線部分が改正箇所となっております。

1ページの第6条、入居者の資格においては、第1項第1号で、パートナーシップ制度を要綱で規定することで、現行のアからウまでのいずれかに該当する者でなければならないを、現に同居し、又は同居しようとする親族等（入居者の3親等以内の親族、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者その他婚姻関係と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）である者に改正し、アからウまでを削除することと致します。

なお、改正案の親族等に、パートナーシップ登録を受けた者を含めることとするものです。

1ページから2ページにかけて、第9条第1項第2号、および第11条第2項、および3ページの第12条第6項、および第27条第1項においても、親族を親族等に改めるものでございます。

2ページに戻っていただきまして、第12条第1項第1号においては、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で町長が適当と認める連帯保証人2人の連署するを削除し、また、第3項においては全文を削除するものです。それに伴い項ずれを修正するため、第4項から第6項を、それぞれ第3項から第5項に改めます。

第12条の項がずれたことに伴い、第11条第2項中、次条第4項を次条第3項に、同条第6項を同条第5項に改め、また、3ページの第16条第1項中、第12条第5項を第12条第4項に、3ページから4ページにかけての第42条第1項第5号中、第12条第6項を第12条第5項に改め、同条第3項中、第12条第5項を第12条第4項に改めるとともに、第46条中、第12条第5項を第12条第4項に改めます。

黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については以上になります。

続きまして、議案第26号の黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。議案書は17ページ、参考資料は6ページの新旧対照表でございます。

新旧対照表をお開きください。

パートナーシップと連帯保証人については、先ほど、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例と同様の改正になります。

それに加えて、上位法の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行規則の一部が改正され、第1条第3号が第1条第4号に号がずれたため、6ページ、同条例の第3条第2号中、第1条第3号を第1条第4号に改めます。

また、同じく上位法第26条第5号に該当する条文として、7ページ、第6条1号の次に第2号として、災害により滅失した住宅に居住していた者であって、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として町

長が認めるもの（所得が施行規則第26条第5号で定める基準に該当する者に限る。）を加え、号ずれを修正するため、第2号、第3号を、それぞれ第3号、第4号に改めます。

6ページに戻っていただき、第5条中、次条第2号の次に及び第3号を加え、第6条第1号中、第26条第1号及び第2号のを、第26条第1号から第3号までには、該当するものを該当する者に、また、パートナーシップの入居要件の緩和について、7ページ一番上の親族（を、親族等（入居者の3親等以内の親族に、その他婚姻の予約者を含むを、婚姻の予約者その他婚姻関係と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。以下同じに改め、同条第3号中、親族を親族等に、第26条第4号を第26条7号に改めます。同3号を同条第4号とし、一つ上に上がっていただき、同条第2号中、第26条第3号を第26条第6号に改め、同2号を同条第3号とします。

また、第9条中および8ページの第12条及び第13条の、親族を親族等に改めます。

連帯保証人に関しましては、第11条第1項第1号中を、誓約書を提出する。に改めるものでございます。

黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、以上になります。

続きまして、議案第27号の黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。議案書は19ページ、参考資料は9ページの新旧対照表でございます。

この条例の一部改正につきましても、パートナーシップと連帯保証人については、同様の改正と致します。

まず、今年度より耐震性の確保ができないコンクリートブロック造りの改良住宅の建て替えを行っておりまして、前万行第3団地がありました跡地に現在建築中の浜松改良住宅5棟分の所在地と家賃について条例改正を行います。

参考資料の9ページをお開きください。

第3条第1号、町営改良住宅の表内、浜松改良住宅団地、黒潮町入野6929番地35に浜松改良住宅団地（A-1～A-5）黒潮町入野318番地を加えます。

また、家賃については、参考資料10ページから11ページのとおり、まず、名称を名称等に、建設年度の所を、単なる数字の標記から元号、昭和、令和と年度を加えます。住宅番号を住宅番号及び種別とし、これまでは番号表示だったものを、平屋、2階建てを加えることとします。

家賃においては、平屋を1万3,500円、2階建てを2万1,300円と致します。

この家賃設定においては、現在の家賃は浜松改良住宅、横浜改良住宅とも一律の家賃設定としておりますが、新たに建て替えるに当たり、公営住宅法の家賃方法を用い、算出をしております。

連帯保証人に関しましては、10ページに戻っていただき、第7条第2項第1号中、入居者決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人2人の連署する、を削除し、また、パートナーシップに関しましては、第11条第1項第1号中、カッコ内第4条第1項第1号に規定する世帯の親族を同居する者に改め、同項第2号および第2項に置いて、同じを削除することと致します。

黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、以上になります。

続きまして、議案第28号の黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。議案書は21ページ、参考資料は12ページの新旧対照表でございます。

この条例の一部改正につきましても、パートナーシップと連帯保証人に関する改正となります。

町営住宅同様に、パートナーシップ登録を受けた者を含めるため、第5条第1号中の親族（を、親族等（入居者の3親等以内の親族に、その他婚姻の予約者を含むを、婚姻の予約者その他婚姻関係と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。以下同じに改め、13ページの第11条および第12条中の親族を親族等に改めます。

また、連帯保証人に関しては、第9条第1項第1号中を、誓約書を提出すること。に改めます。

黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、以上となります。

4議案とも附則で、条例は令和4年10月1日からの施行としております。

議案第25号から議案第28号までの議案4件の補足説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

私の方からは、議案第29号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は23ページに、条例案は24ページからとなっております。また、新旧対照表につきましては、参考資料の14ページから20ページにあります。ご参照いただきたいと思います。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が原則2回以内とされていたこと等を考慮し、2回の育児休業から除くこととされる育児休業の期間、および2回の育児休業の取得後に再度の取得ができる特別の事情について国家公務員に準じた措置を講じるとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど、必要な改正を行うものとなっております。

主要な改正内容としては、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う改正、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化することとなっております。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料14ページをお開きください。

第2条第3号ア、カッコアにつきましては、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和として、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6カ月に達する日までにその任期が満了すること、および引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までと、緩和するための改正となっております。

次の15ページをお願い致します。

第2条第3号イの改正は、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備しているものです。

次の16ページをお願い致します。

第2条の3第3号は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化として、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6カ月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備しているものです。

次の18ページをお願い致します。

第2条の4は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化として、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備しているものです。

次の19ページをお願い致します。

現行の第3条第5号は、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う改正として、再度の育児休業取得に係る条例

で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除しているものです。

第3条第7号は、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備しているものです。

以上、改正の内容について、条項を抜粋して主要なものを説明させていただきました。

次に、条例案の26ページにお戻りください。

附則において、この条例は令和4年10月1日の施行となるものです。

以上、議案第29号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、私の方から議案第30号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。一般会計予算書、白の部分をお開きください。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算第4号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ2億1,898万4,000円を追加し、総額をそれぞれ111億2,978万2,000円とするものでございます。

また、第2条で地方債の変更を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。17ページをお開きください。

主だった事業につきまして、ご説明を致します。

まず、2款1項6目、企画費、12節委託料の自治体システム標準化及び共通化調査委託123万8,000円の追加は、2025年度開始予定であります。地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システムの全国標準化、共通化のための調査解析を行う経費となります。

続いて、11目情報化推進費、12節委託料の情報セキュリティポリシー改定支援業務委託297万円は、既存の黒潮町情報セキュリティポリシーについて、国の監査ガイドライン等を基に内容を精査し、新たな脅威等への対策を含めて、基本方針および対策基準を改定するものでございます。

同じく、委託料の自治体基盤クラウドシステム構築業務委託866万9,000円は、マイナンバーカードを使用しているコンビニ交付を実施するためのシステム改修でございます。

次に、金融機関統合に伴うシステム情報更新委託60万3,000円は、本年11月に高知県、香川県、鳥取県の信漁連が、西日本信用漁業協同組合連合会に合併されることに伴う、システム情報の更新のための費用となります。

続いて、27節繰出金の情報センター事業特別会計繰出金、マイナス1,204万7,000円の減は、情報センター事業特別会計の9月補正に伴う対応となります。

18ページをお開きください。

15目新型コロナウイルス感染症対策費、18節負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行補助金751万7,000円は、本年度も厳しい経営状況が見込まれている土佐くろしお鉄道中村宿毛線の安全な運行を確保するために必要な経費の一部につきまして支援するもので、関係8自治体の負担金となっております。

続きまして、3款1項1目、社会福祉総務費、12節委託料の持続可能な権利擁護支援モデル事業委託513万2,000円の追加は、国庫補助金を財源に、町内の実態や現状把握、関係機関との課題共有等を町の社会福祉協

議会が中心となり実施するための経費でございます。

続きまして、6目町民館運営費、14節工事請負費の佐賀町民館改修工事258万3,000円は、資材単価の高騰に伴う追加予算の計上となっております。

19ページに移りまして、3款2項1目、老人福祉総務費、27節繰出金介護保険特別会計繰出金は、一般会計予算で受け入れる介護保険の国、県支出金である低所得者保険料軽減負担金38万4,000円を介護保険特別会計に繰り出すための計上となっております。

続きまして、20ページをお開きください。

4款1項7目、診療所費、12節委託料のオンライン資格確認システム導入作業委託4万4,000円は、令和5年4月から保険医療機関および薬局で原則義務化となる、マイナンバーカードを用いて行うオンライン資格確認事務の導入経費でございます。

本件は、拳ノ川歯科診療所の経費であり、その他の診療所は直診特別会計で補正予算を計上、整理しております。27節繰出金の国民健康保険直診特別会計繰出金234万3,000円により、その経費の充当を行う予算となっております。

続きまして、6款1項3目、農業振興費、14節工事請負費の菌茸施設改修工事205万7,000円は、高圧受電設備改修および高圧気中開閉器の取り替えの経費となっております。

21ページに移りまして、引き続き6款1項となりますが、4目畜産業費、14節工事請負費の黒潮町畜産団地内施設改修工事2,022万5,000円は、建築物に係る経費において、資材高騰等の影響により大幅な経費の増額に伴う予算となっております。

続いて、5目農地費、12節委託料の農村地域防災減災事業測量設計委託500万は、有井川避難路に係る経費となります。

高知県が主体となる事業となりますが、労務単価および計画路線の変更に伴う経費の増額による予算となっております。

続いて、2項2目、林業振興費、12節委託料の森林病虫害防除委託170万円の追加は、高知県の採択予定の森林病虫害等防除事業補償金を原資に、令和4年度から令和6年度までの3カ年計画により、胸高直径20センチ以下の松に対し薬品を注入するため、本年度1年間の経費を計上するものでございます。

また、同じく12節委託料の入野松原再生計画作成委託130万円、新たな森林管理システム調査委託383万6,000円、森林整備事業委託101万円につきましては、森林環境譲与税の活用を踏まえ、森林整備を積極的に行うための経費の増額による予算となっております。

続きまして、18節負担金補助及び交付金の木質資源利用促進事業補助金300万円は、木質ペレットを使用した木質資源利用ボイラーの導入を図り、森林資源を活用した木材の利用促進につなげるため、高知県の補正予算に合わせて経費の計上を行うものでございます。

続いて、3項2目、水産業振興費、14節工事請負費の佐賀地区漁業集落環境整備工事816万2,000円は、資材単価の高騰に伴う追加予算の計上となっております。

続きまして、22ページをお開きください。

6款3項2目18節、負担金補助及び交付金の漁業生産基盤維持向上事業費補助金255万は、佐賀漁港の衛生設備のため、簡易水洗式仮設トイレを設置するための経費となっております。

続いて、3目漁港漁場整備事業費、18節負担金補助及び交付金の入野漁港蓄養水面底質改善事業費補助金140万円は、モジャコ養殖業経営の安定化を図るため、経営体に対し予防薬品等購入経費の一部を補助するための予算を計上しております。

続いて、7款1項3目、観光費、14節工事請負費のホエールウォッチングセンタートイレ改修工事9万3,000円は、物価高騰による増額となっており、併せて、県補助金の増額も見込んでおります。

続いて、8款6項2目、住宅建設費、14節工事請負費の町営住宅等整備工事4,037万3,000円は、資材単価の高騰および町産材の使用等に伴う追加予算の計上となっております。

続いて、23ページに移りまして、10款1項2目、事務局費、18節負担金補助及び交付金の伊与喜小学校休校記念式典等実行委員会補助金90万9,000円は、令和5年度から伊与喜小学校が休校になることによる、記念式典等に係る経費を助成するための予算を計上しております。

続いて、24ページをお開きください。

11款1項1目、農業用施設災害復旧費、14節工事請負費の農地災害復旧工事900万円は、町内全域において、7件分の農地の工事費用となっております。また、農業用施設災害復旧工事4,100万円は、用水路など16件の工事費用となっております。

続いて、2項1目、公共土木施設災害復旧費、14節工事請負費の公共災害復旧事業工事1,765万6,000円は、台風4号被害のありました、道路3件、河川3件のうち、必要経費の計上を行っております。

その他、先に説明致しました各費目におきまして、電気料金値上げに伴う必要額の合計1,961万1,000円の補正を行っております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

10款地方特例交付金42万円の増額は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収分の確定によるものでございます。

11款地方交付税2億2,274万7,000円の増額は、普通交付税の額の確定によるもので、基準財政需要額の消防費の増や、デジタル社会推進費の継続などにより増額となっております。

13款分担金及び負担金の増額につきましては、災害復旧事業に係る地元等の分担金となっております。

15款国庫支出金および、14ページおよび15ページの16款県支出金につきましては、説明欄に記載がありませんとおり、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

15ページ。

19款繰入金財政調整基金繰入金、マイナス1億7,058万7,000円の減額は、収支の調整を行うものでございます。

また、森林環境譲与税基金繰入金445万6,000円の増額は、前年度までに積み立てしていた基金を取り崩し、森林整備における各種事業に充当するためのものでございます。

続いて、20款繰越金5,789万4,000円の増額は、令和3年度の決算における純繰越金を見積もっております。

21款諸収入のうち、雑入、デジタル基盤改革支援補助金123万8,000円、16ページの森林病虫害等防除事業費補償金166万6,000円は、国および県が委嘱する各種団体からの補助金となりますので、国および県支出金ではなく、諸収入での処理を行うものでございます。

22款町債は、説明欄の記載のとおり、5,464万3,000円の増額をするものでございます。

次に、9ページに戻りまして、第2表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額9億9,150万円を、補正後は10億4,614万3,000円とするもので、そのほか、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの16ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第30号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、議案第31号、令和4年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、補足説明を致します。議案書は28ページでございます。予算書は水色の表紙のものをご覧ください。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出共に544万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額は2,123万円とするものでございます。

補正の内容についてご説明を致します。予算書の7ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

まず、1款1項1目1節、報酬を3万5,000円増額致しました。

報酬の増額の理由は、宮川奨学資金の申請期限以後、急激な家庭経済の悪化によりまして、奨学資金の貸与が必要になった高校生の貸与申請書を審査するために、臨時の選考委員会を開催致しました。そのことにより、今後の報酬額に不足が生じるため増額するものでございます。

次に、2款1項1目24節、積立金を541万3,000円増額致しました。

積立金増額の理由は、令和3年度繰越金が541万2,448円であることから、本年度宮川奨学資金積立金として支出するものでございます。

続きまして、予算書6ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄をご覧ください。

先ほど説明を致しました、前年度の繰越金と致しまして、2款1項1目1節の繰越金を541万2,000円増額致しました。

そして、予算調整として、3款1項1目2節の貸付金戻入滞納繰越分を3万6,000円増額致しました。

以上、議案第31号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは、私の方からは議案第32号、令和4年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は29ページです。また、予算書は黄色の表紙の予算書となっております。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ2,692万7,000円を増額し、総額をそれぞれ17億8,559万1,000円とするものです。

補正内容としましては、令和3年度決算に伴う翌年度繰越金を歳入に追加をし、歳出においては、基金積立金を追加計上するものです。

詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書にてご説明致します。

まず、歳入について説明致します。8ページをお開きください。

7款1項1目の繰越金の1節、繰越金2,692万7,000円は、令和3年度本会計の決算において翌年度繰越金が生じたので、今回追加計上するものです。

次に、歳出をご説明致します。9ページをご覧ください。

6款1項1目、財政調整基金積立金、24節積立金の財政調整基金2,692万7,000円の増額は、先ほど歳入でご説明した、令和3年度決算に伴う翌年度繰越金を財政調整基金へ積み立てるものです。

以上で、議案第 32 号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、議案第 33 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明をさせていただきます。議案書は 31 ページ、予算書は、後ろに添付している薄いピンク色の表紙の国保直診特会の予算書をご覧ください。

当補正予算につきましては、直営の拳ノ川診療所、鈴出張診療所、伊与喜出張診療所の 3 診療所に対し、国が進めるマイナンバーカードと健康保険証が連動したオンライン資格確認を導入するための経費を補正するものであり、歳入歳出予算をそれぞれ 234 万 3,000 円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,611 万 7,000 円とするものです。

本年 6 月 4 日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2022 の中で、国は来年度、令和 5 年 4 月から医療機関や薬局においてオンライン資格確認の導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者さんによるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直すことと致しました。このことを受けまして、直営診療所としてオンライン資格確認システムを導入し、その費用を計上するものであります。

また、国は令和 4 年度中にシステム改修を行った医療機関に対してのみ令和 5 年度に補助金交付申請が認められていることから、本度中にシステム改修を行う必要があるものです。

それでは、まず、歳出について説明をさせていただきます。予算書の 7 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費です。

11 節役務費の通信運搬費に 6 万 6,000 円を計上しています。システム導入後のランニングコストとしてインターネットの月額通信料が 4,400 円必要であり、拳ノ川、鈴、伊与喜の 3 診療所に対し、それぞれ本年 11 月から来年 3 月までの 5 カ月分を計上しております。

次に、12 節委託料にオンライン資格確認システム導入作業委託として 227 万 7,000 円を計上しております。1 診療所当たりの経費を 75 万 9,000 円と見込んでおり、先ほどの通信運搬費と同様、拳ノ川、鈴、伊与喜の 3 診療所分を計上しております。

また、拳ノ川診療所に併設している拳ノ川歯科診療所につきましては、委託先である医療法人桐花会がシステム導入を行うため、作業委託料は発生しません。しかしながら、イニシャルコストとして引込工事や加入金などの初期費用が必要であることから、別途、一般会計補正予算の 4 款衛生費、1 項 7 目、診療所費の委託料に 4 万 4,000 円を計上しております。

なお、佐賀診療所につきましては、開設者は黒潮町ですが管理者は委託先の医療法人祥星会ですので、既に祥星会が本システムを導入済みですので費用は発生致しません。

次に、歳入について説明をさせていただきます。予算書の 6 ページにお戻りください。

今回のシステム改修に係る経費は国の補助対象事業ではありますが、令和 4 年度の実績に基づき翌年度、令和 5 年度に補助申請を行うことになっているため、今回の補正予算には計上しておりません。

従いまして、財源と致しましては一般会計からの繰入金を充当することにしておりまして、234 万 3,000 円を計上しております。

議案第 33 号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第34号、令和4年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は31ページになります。オレンジ色の表紙の予算書をお願いします。

1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条のとおり、総額に歳入歳出それぞれ3,400万5,000円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を18億2,852万7,000円とするものでございます。

補正の理由としましては、令和3年度の介護保険事業特別会計の精算額の確定に伴う繰入金、繰越金、基金積立金および返還金の計上をさせていただいたものです。

まず、歳出から説明させていただきます。9ページの歳出事項別明細書をお開きください。

4款1項1目、介護給付費準備基金積立金の1,184万8,000円の増額補正は、令和3年度の決算に伴い、基金への積立金を計上しております。

6款1項2目、償還金の2,215万7,000円の増額補正につきましては、前年度の給付実績の決算に伴い、概算で交付を受けていた負担金等を返還するための補正となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページにお戻りください。

7款1項、一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金の38万4,000円の増額補正は、令和3年度に概算交付を受けていた低所得者保険料軽減負担金の国費、県費の追加交付分として一般会計に歳入されたものを、一般会計から繰り出して特別会計に繰り入れをするものです。

8款1項1目の繰越金の3,362万1,000円の増額補正は、令和3年度の決算による前年度からの繰越額を計上するものです。

以上で、議案第34号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第35号、令和4年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について、補足説明を致します。予算書の方は、若草色の予算書となります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

本補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ1,204万7,000円を減額し、総額をそれぞれ2億7,854万5,000円とするものでございます。

詳細につきまして、歳出の事項別明細書からご説明を致します。7ページをお開きください。

1款1項2目12節、委託料、1,204万7,000円の減額は、インターネット契約を行っております、各世帯の光回線終端装置、D-ONU交換委託の費用を減額するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。6ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

2款1項1目1節、一般会計繰入金、1,204万7,000円の減額は、先ほど歳出でご説明致しました委託料の減額に伴い、収支の調整を行うものでございます。

以上で、議案第35号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、議案第 36 号、令和 4 年度黒潮町トイレコンテナ購入の物品売買契約の締結について、補足説明を致します。議案書は 33 ページ、参考資料は 21 ページからでございます。

参考資料で説明を致します。21 ページをお開きください。

この契約に係る税抜き設計金額は 2,000 万円で、落札価格は 1,990 万円、売買率は 99.50 パーセントとなっております。

また、この契約に対する見積り徴取業者数は、黒潮町契約規則第 30 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、1 社と致しました。その 1 社は町外業者でございます。

本契約は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を見込み、観光客の利便性を向上させるためにトイレコンテナを 2 台購入するものです。

購入品の図面を参考資料の 22 ページから 24 ページに掲載しておりますので、ご確認をお願い致します。

以上、議案第 36 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡邊健心君）

それでは、議案第 37 号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。議案書の 34 ページをお開きください。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者を、下記のとおり指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、所在地、高知県幡多郡黒潮町藤縄 1198 番地 1、名称は、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設でございます。

指定管理者に指定する団体の所在地は、高知県香美市香北町美良布 579 番地 1、名称は株式会社香北ファーム、代表者、代表取締役小松孝一。

指定する期間は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まででございます。

この施設は、地域産業の振興を図り、地域住民の就労の場の確保を目的として、平成 2 年度から平成 4 年度にかけて整備された施設です。

施設全体の概要としましては、接種室や培養室を有する、主たる生産施設のほか、倉庫や廃おがくず倉庫となっております。現在、倉庫など一部を株式会社相愛に貸し付けていることから、それ以外の施設の指定管理となっております。

株式会社香北ファームは、香美市香北町に本社を置く法人で、平成 14 年に設立後、現在まで一貫してシイタケの生産販売を行ってきました。

これまでは、シイタケの菌床を県外から購入していましたが、今後は黒潮町の施設で菌床を製造し、香美市の本社に移送して栽培を行うという作業工程を計画しております。

本社の従業員につきましては、パートを含め 20 名を雇用しておりますが、指定管理後は黒潮町の施設において、正社員 2 名、パート 1 名を増員する予定で、町内雇用に努めていただくこととなっております。

今後 5 年間の事業計画につきましては、1 年目 5 万個の菌床製造数を、5 年目には 15 万 5,000 個まで伸ばし、3 年目からは菌床の外部販売も視野に入れております。菌床を自社生産とすることによる生産コストの削減を主な目的としておりますが、黒潮町の雇用創出とともに、県西部のきのこ産業の活性化にも貢献していきたいということでございます。

このことにより、施設の維持管理に関する業務、および施設の設置目的を達成するために必要な業務を行わ

せることができ、地域産業の振興にも貢献していただけることが期待できます。

以上、これらを黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として株式会社香北ファームを選定致しましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは、議案第 38 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についての補足説明を致します。議案書は 35 ページ、総合整備計画書は 36 ページとなっております。また、参考資料の 25 ページも併せてご覧ください。

馬荷地区は辺地地区に該当していきまして、昨年の 9 月議会におきまして、国道と地域を結ぶ幹線道路であります町道馬荷線の町道改良事業を進めていく上で有利な辺地対策事業債の活用ができるよう、新たな 5 カ年の計画となる馬荷辺地計画の策定についてご承認をいただいたところでございます。

今回の計画変更につきましては、参考資料の 25 ページ中段にございます湯屋橋の橋梁改修事業の 1,000 万円を追加し、事業費総額を 1 億 6,000 万円とするものでございます。

町内には橋梁（きょうりょう）が 262 橋あり、点検を行っていく中で、老朽化の進行に伴う補修を計画的に行っているところでございます。

その中の一つ、町道湯屋線に架かる湯屋橋は辺地地区に位置していきまして、財政的に有利な辺地対策事業債が活用できるため本計画に追加するものでございます。

このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第 38 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、議案第 39 号、損害賠償の額を定め和解することについてにつきまして、補足説明を行います。議案書は 37 ページにあります。お聞きください。

この議案は、令和元年 7 月 26 日に四国横断自動車道笹ヶ峰トンネル内下り線の道路上で発生した車両衝突事故において、事故相手方との損害賠償の額が定まり、和解の下に解決の条件が整いましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号および第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の相手方は、香川県高松市朝日町 5 丁目 15-1、丸天通運株式会社で、損害賠償額は 132 万 2,530 円です。

なお、この損害賠償額は、本町が責任を負う車両等の物損事故賠償となっており、責任割合としては、黒潮町が 20 パーセントで相手方の丸天通運株式会社が 80 パーセントとなっており、この責任割合により賠償額を算定しているものでございます。

責任割合の低い本町が賠償する理由としましては、本町の車両損害額が 25 万 4,000 円で、相手方が 762 万 8,648 円となっており、双方の車両損害額に大きな差があることで、相手方の車両損害に対する本町の責任割合 20 パーセントの賠償額が相手方の本町車両損害に対する責任割合の 80 パーセントの賠償額を大きく超え、相殺した場合に本町が賠償することとなったものでございます。

なお、この賠償額は、全額加入していた保険会社より相手方に支払われることとなっております。

また、和解の内容としまして、今後、本件に関しましては、双方とも裁判上または裁判外において、一切の

異議申立て、損害賠償等の請求の申立てをしないことを誓約するものとなっております。

以上、議案第 39 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 12 時 15 分